

願います。(関連資料4 (363頁))

○ マタニティマークのホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>

## 6. 周産期医療関係事務の移管について

救急医療、周産期医療、小児医療、災害医療及びへき地医療の確保に係る業務を一体的かつ効率的に進めるため、平成21年1月1日付けで、雇用均等・児童家庭局母子保健課が所掌していた周産期医療関係事務を医政局指導課救急・周産期医療等対策室に移管したので、ご了知願いたい。